
2000年10月掲載承認

人間福祉研究
第3号/2000年度

中学生・高校生を取り巻く環境と居場所づくり

— グループワークの活用を軸として —

おお た ゆ か り
太 田 由加里

（要　旨）

少子化が進むにつれて、それへの対応策として各地で次々に子育て支援サービスが打ち出されている。しかしその対象は幼少期、特に乳児や幼児、あるいは乳幼児をかかる母親であり、働く母親の増加に伴う保育対策などが多くを占めている。しかし本来、児童福祉は18才未満の子どもを対象としており、子育て支援は幼少期の子どもだけでなく、小学生、中学生、高校生にあたる年齢の子どもについても同じ比重で考える必要があろう。従来、小学生から高校生にいたるまでは、登校拒否や非行などのいわゆる要保護児童が児童福祉の対象とされてきた。1997年の児童福祉法の改正では、「子どもの自立支援」がキーワードであり、すべての子どもについて同じようにそれぞれの年代のニーズにあった施策が求められている。現在、児童健全育成事業という名称で、子どもの遊び場や放課後の過ごし方についての対策はあるが、それは児童館や児童公園などのハード面での充実に終始しがちである。小学生については、放課後を過ごす場所として児童館があり、最近は多くの小学校で校庭開放も実施されている。さらに世田谷の小学校ではBOP (Base of Playing) の展開などが見られる。しかし中学生、高校生については放課後に集う場所、気楽に友達同志で集まる地域の拠点がない、地域での居場所がない状況が生まれている。それにはどのような方向性で施策を考えていけば良いのか、現在試みを始めたいくつかの事例を追いかながら、中・高校生の居場所づくりを考える。

（キーワード）

中学生・高校生の居場所づくり、子どもの権利条約、児童健全育成事業、
グループワーク、児童待遇評価事業、ウエルビーイング

I 中学生・高校生を取り巻く環境

今、日本の社会がかかえる子どもの問題、度重なる子どもの事件は危機感をもってその環境の見直しを強く問いかけている。子どもが成長する過程で、大人の目から離れた場所に自分たちだけの空間と時間を共有したいと願うことは、多くの子どもたちの共通の願い

であり、それは今も昔も変わることはない。

例えば、最近は見かけることが少なくなった近所の駄菓子屋などは、子どもたちだけの大切な空間であり、初めて家族以外の人々に触れる機会でもあり、自分の好きな駄菓子を選んで買うという行為は、大切な社会生活の一歩でもあった。駄菓子屋は子どもにとって非常に親しみやすい空間であり、地域の人々と親しむ交流の場でもあった。近年は駄菓子屋の存続が経営困難や後継者がいないなどの理由で、次第に地域から消えていっている。

駄菓子屋、空き地、神社の境内、山や川など地域のなかには、子どもが仲間と共有できる空間と時間があった。しかし今はというと、繁華街やゲームセンター、コンビニ、ファーストフード店、公園などが子どもたちの居場所となっている。中学生や高校生が集団でいると、何もしていなくても警察に通報されることがあるという。14歳、16歳、17歳という年齢を枕詞のように報道する少年犯罪の報道記事、「集団」「17歳」というだけで不信な目を投げかけられるなど、中学生や高校生を取り巻く環境は厳しい。

現代の子どもが失ったものは、さんま（三間）、仲間、空間、時間といわれている。表1を見ると、子どもたちの多くがお稽古事をしている。お稽古事の種類も多様で、これらのことから子どもたちの自由な生活時間が失われていることが推測できる。

表1 今現在している塾や習い事（複数回答） (%)

	男子	女子	小1生	小2生	小3生	小4生	小5生	小6生	中1生	中2生	中3生
1. スイミングスクール	11.7	9.9	39.8	38.6	36.9	29.1	15.1	5.5	2.5	1.4	0.3
2. スポーツクラブ・体操教室	6.0	4.9	11.9	11.0	13.5	8.3	8.7	6.5	2.0	2.6	1.7
3. 地域のスポーツチーム	16.5	2.9	8.3	13.6	15.9	21.5	15.1	19.0	2.8	1.8	1.5
4. バレエ・リトミック	0.0	4.7	4.1	3.3	4.8	4.8	3.2	1.4	1.6	1.5	1.2
5. 楽器	9.0	29.9	24.3	30.0	24.5	28.7	25.2	15.9	17.2	18.3	12.6
6. 音楽教室	1.7	6.2	10.0	6.2	7.4	6.6	6.2	2.9	2.2	3.1	2.0
7. 絵画教室や造形教室	1.8	2.3	4.1	4.3	6.1	3.3	2.4	2.3	1.0	1.0	0.2
8. 習字	8.8	15.9	11.6	15.6	18.6	18.2	19.8	20.8	6.8	6.8	3.2
9. そろばん	3.9	4.2	1.6	5.2	10.7	9.1	7.5	5.4	0.5	0.8	0.2
10. 自治体主催の教室・サークル	0.8	2.0	1.9	2.4	3.7	2.5	1.6	2.0	0.3	0.9	0.3
11. 語学教室や個人レッスン	10.8	13.7	10.8	13.4	12.0	12.8	13.9	18.3	12.0	10.1	8.6
12. プリント教材教室	7.2	6.0	10.2	11.7	10.0	15.9	11.9	8.6	2.9	1.7	1.9
13. 受験のための塾	20.7	18.1	0.3	0.9	3.1	9.5	15.7	16.8	13.9	28.2	42.3
14. 補習塾	14.7	13.2			4.8	7.6	9.5	13.6	17.5	21.5	15.3
15. 家庭教師	2.9	4.1			1.1	2.5	1.4	2.2	4.3	5.2	5.7
16. 幼児教室やプレイルーム	0.0	0.1	2.3	1.3	0.2	0.2	0.0	0.0	0.2	0.0	0.0
17. 通信教育	20.5	25.0	38.7	38.8	30.8	23.1	22.8	19.4	21.2	22.7	21.9
18. その他	3.9	4.5	5.2	5.9	4.6	8.7	5.4	6.1	1.4	3.4	2.5

資料出所：『子育て生活基本調査報告書Ⅱ』（ベネッセ教育研究所、1999年）一部抜粋。

仲間についても、下校後、近隣の子どもたちと屋外で遊ぶという機会は少なくなり、特定

の気のあった少数のともだちに電話して約束をしてから遊ぶ。それもお稽古ごとや塾などがまだ多くない小学校の低学年に限られている。小学校の高学年になると、遊ぶ時間さえとれない状況となり、私立中学受験などを控えていれば、週末も塾通いをすることになる。

本来子どもは多くの仲間がいればどんな場所であっても遊ぶことはできるが、子どもだけの空間、例えば空き地などは次第に駐車場に変わっていった。夏休みのラジオ体操も空き地で行われていることは少なくなり、小学校の校庭に限定される傾向にある。

このような状況のなかで必要なのは、中学生や高校生の環境を見直し、どのような支援が求められているかを明らかにすること、さらに彼等が成長するにあたっての空間と人間関係を確保することである。

現在試みを始めた3つの事例をもとに、中・高校生の居場所づくりを考え、居場所の活動や援助技術について検討する。子どもが集まる場所でのグループワーク活用を軸に、快適な居場所づくりを求めていきたい。さらに中・高校生と高齢者との統合ケアや障害を持つ中・高校生の放課後の過ごし方も視野に入れて進めていく。

II 日本における児童健全育成事業の歩み

従来、児童健全育成事業は非行対策を中心に展開しており、中学生や高校生の居場所づくりという視点や施策はなかった。子どもの成長を支援する役割として、保護者や地域、学校などが期待されているが、従来の施策を見直しながら子どもの実態に即した方向性を見出していく必要がある。

児童福祉において子どもの心身の健康を守り、成長を促すための健全育成事業は、戦後の児童福祉施策において一貫したものであった。それらは子どもの体力づくりや環境整備、思春期児童の健全育成などである。「家庭養育の育成機能の強化」や「児童館を中心とした地域の育成機能の強化」が打ち出された。このなかで特に援助が必要なのは幼児期の子どもということで、「児童に健全な遊び場を提供し、児童が集団のなかで生き生きと遊び場が展開できるような条件」の整備や「親が精神的に安定した状態で積極的に養育の機能が実現することができるよう援助する」ことであった。

このように児童の健全育成というと、幼少の子どもが特に対象とされていた。しかし家庭内暴力、校内暴力、非行など児童をめぐる問題が多くなった社会状況を背景として、1984年には中央児童福祉審議会が、家庭、地域における児童の健全育成について、「家庭養育機能の強化」「児童の遊びの環境整備」「家庭・地域を結ぶ活動の促進」「思春期児童の健

全育成」「情報化社会における児童の健全育成のための環境づくり」の促進に関して提言を行っている。社会的な背景をもとに、幼少期の子どもに限らず、思春期の児童への対応についてもその対象が広がったのはこの時期からである。

1992(平成4年)度からは、行政、企業、地域社会などからなる児童環境づくり推進協議会が各都道府県ごとに設置された。1994(平成6)年度の児童手当法の一部改正では、児童育成事業(育児に関する必要な援助を行うことや児童の健康を増進し、または情操を豊かにする事業)が法制化された。

1997(平成9)年の児童福祉法の改正では、放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)が法制化され、1998(平成10)年4月から施行されている。

子育て支援の一環として児童の健全育成事業は展開されてきた。それらは家庭に対する児童養育の援助、地域での遊び場の確保など、環境整備や地域の人々の連帯意識の醸成などが重要な課題であった。そしてその対象はようやく幼少期の子どもから中・高校生に拡大されたのである。

児童健全育成事業の中核をなす児童館の運営や活動を表2で見ると、児童館の設置は年

表2 児童館活動の課題

項目	現状	課題
1. 設置	年間増加率減少。未設置自治体・地区が多い	未設置自治体の解消と適正配置
2. 運営主体	公立中心	民間児童館の設置促進
3. 施設設置形態	併設館の増加	併設の利点の積極的活用
4. 開館日	日曜休館中心	日曜閉館・施設開放の推進
5. 職員の資格	72.4%が常勤職員いす	常勤化と資格の取得や研修機会の拡大
6. 開設時間	午後から開館が12.5%	児童活動等子育て支援事業への取り組みのためにも午前からの開館
7. 昼休みの利用	実質閉館	開館
8. 予算(人件費)	20万円未満が31.1%	適正額の確保
9. 予算(人件費以外)	29.1%が100万円未満	適正額の確保
10. 屋外運動広場	13%が無し	確保
11. 児童クラブ室	無しが21.4%	確保
12. その他の専用室	遊戯室・図書室に整備される	ボランティア室・乳幼児室またはコーナー等新たなニーズに対応した部屋等の確保
13. ボランティア活動等	34%が無し	ボランティア活動等地域組織活動の促進
14. 児童館運営委員会	多用な関係団体・個人との関わりあり	形式的設置から意見・情報交換、協働事業の協議等実質的な機能強化
15. 活動方針	福祉増進活動中心	子育て家庭支援・子どもの生活支援事業に重点的推進
16. 行事・クラブ	屋内の職員主体の運営	子どものニーズに合った子ども主体の運営
17. 児童クラブ利用者	小学校3年まで中心で従来方式	必要に応じた学年延長や多用な利用形態の開発
18. 乳幼児活動	75%の児童館で実施	一層の活動促進と保護者の参加による運営
19. 思春期児童対応	7割以上で実施せず	積極的な推進。小さい子のためのジュニアリーダーとしての活動ばかりではなく思春期児童自身を対象とした活動の促進
20. 障害児の受け入れ	55.7%が障害児の利用無し	障害児も参加できる行事・事業の実施など積極的な利用の促進
21. 相談事業	77.2%が相談あり	相談体制の確立や相談技法の修得

資料出所：財団法人児童健全育成推進財団

々減少しており、未設置の自治体もある。全体の72.4%に常勤の職員がいない、予算や設備にも不十分な点があり、児童クラブも小学校3年生までが中心で、思春期児童や障害児の対応も少ないことが伺える。

III 中学生・高校生が集う居場所づくりの試み

中学生や高校生を対象にした居場所づくりの重要性を示す新たな試みを始めた、いくつかの事例から「ゆう杉並」「東京シユーレ」「ほっとスクール城山」の活動事例を見て、これらに共通した点や今後の施策への方向性を考えることにしたい。

①杉並区児童青少年センター「ゆう杉並」

子どもの意見を反映した中高生向け児童館ということで、1997年9月、「ゆう杉並」が誕生した。杉並区には44校の小学校、41か所の児童館がある。児童館は18歳まで利用できるが、開館の時間帯や行事などから小学生の利用に限られていた。1994年に区は児童福祉センターの建て替えにあたり、この児童館を中高生向きにすることを検討した。この児童館づくりには子どもの声を反映させようと子どもと大人に呼びかけて、「まちづくりに夢をつなげる市民の会」を設立。子どもの描いた児童館のイメージは自分たちが使いたい、行きたいというもので、それを実現させようと子どもと大人、児童館職員、建築家も参加しての建物や運営についてのワークショップを通して市民案を作成。子どもの参加や子どもの意見を行政も大切にして区は「中高生委員会」をたち上げて、中高生対応の児童館、児童青少年センター「ゆう杉並」が誕生した。

建物は3階吹き抜けの体育室とゆうホール、このホールはロッククライミングのできる壁付きで、ミキシング装置のある音楽スタジオ、工芸・調理室、しゃべったり食べたりできるロビーなどがある。今まで子どもが集まる公的な機関で、食べることのできる空間はほとんどなかった。利用者は開館3年目の1999年9月で、中学生1,150人、高校生2,938人(延べ利用者数)でスタジオはいつも満員で予約が必要になっている。夜9時まで開館しているということで中高生には利用しやすい。運営は「中高生委員会」が児童青少年センター職員と相談しながら主体的に行ってている。

②東京シューレ（東京北区、大田区、新宿区の3か所にある）

東京シューレは学校に行かなくなった子どもたちに「学校に行きなさい」というのでなく、学校以外に子どもたちが自由に通ってこられる場をつくろうと考えて設立された。1985年、東京都北区のビルの3階、20坪のフロアに約30人の子どもたちと共にスタートした。学校制度のなかの学校以外の子どもたちの居場所として開設され、開設から15年たった現在、北区以外に大田区、新宿区と3カ所に増えた。6～20歳の子どもたちや若者が3カ所合わせて常時200人以上が通っている。1999年には都よりNPO法人としての認証をうけた。ここは子どもが主人公で活動も皆で話し合って進められている。

東京シューレの子どもたちは、それぞれの地域の小学校や中学校に籍をおいて、一日も登校しなくてもその学校を進級、卒業している。シューレの高等部は中学生の進学先にもなっている。高校と併用してシューレに来ている子どももあり、通学するための定期券も適用されて通学しやすいようになっている。シューレの会費は、入会金153,000円、費用・施設費などで月額45,000円となっている。1999年には不登校を経験した若者と東京シューレのスタッフが一緒になって、シューレ大学をつくったり、家庭で過ごしている子どもたちに家での学習を支援する「ホームシューレ」活動も行っている。また東京シューレの子どもたちが中心となって世界フリースクール大会を開催するなど、独自の活動を開催している。

東京シューレは、

- ・3カ所ある場所のどこに行くかは自由で、自分で決める
- ・入会や退会（入会対象は6～18歳）をどうするかも自分で決める
- ・週5日開いており、通い方をどうするかも自由
- ・何時に来ていつ帰るか、毎日来るか、時々来るかなども自由
- ・来た日をどう過ごすかも自由
- ・命令、禁止、競争、通知表もない
- ・講座、合宿、イベントの参加も自由、プログラムは子どもが企画して決めていく
- ・大切にしていることは『自由・自治・個の尊重』
- ・スタッフは約20人で大人と子ども、また子ども同志の年齢差があっても上下関係はない

とのいくつかの方針のもとに運営されている。

③ほっとスクール城山

ほっとスクール城山は東京・世田谷区がはじめた公立のフリースクールである。ここは何かをやらねばならない場所ではなく、「ほっと＝ホット＝（温かく）できる場」であり、自分でやりたいことを自分で決めて活動するところである。学校ではないのでスタッフを先生と呼ぶこともなく、愛称で呼んでいる。ほっとスクールでは、自分で一日の活動計画をたて自分で～したいという気持ちを優先する。マイプランをたてる過程で、それが自分だけの個別プランからわたしたちのプランというように友達と共に行動するプランに変わっていくことがある。このような居場所はシェーレでも見たように民間で行うと費用がかかり、子どもたちや保護者にかかる負担が大きくなる。公立のフリースクールの必要性も十分にあるといえる。

④3つの活動事例に共通していること

- ・中学生・高校生が主体的に運営に関わり、自分たちの活動を自分たちで支えている意識が強いということである。子どもの参画の実践である。
- ・自分たちでプログラムを考えることができる。
- ・魅力あるプログラムが用意されている。
- ・開館時間が長く、遅くまでやっている。例えば「ゆう杉並」は夜の9時までいられる。
- ・大人や職員はアドバイザーに徹している。
- ・禁止することを自分たちで決める。例えば「ゆう杉並」では「たばこ、けんか、酒」である。
- ・子どもたちと接する職員側の援助技術として、グループワークが用いられている。
- ・ロビーでは自由に飲食ができる、携帯で自由に話せる。携帯電話で友達とつながることも、居場所づくりの一つとみなせるのではないだろうか。
- ・ありのままの自分をうけいれてくれる空間や人間関係が存在する。

子どもの参画や子どもの主体的運営というと、利用者中心主義となり子どもたちをわがままにする、甘やかすと思われやすい。しかし子どもたちの居場所は子どもや家族の避難所＝シェルターではなく、地域のなかの開かれた場所として位置づけ、子どもたちが自ら作り上げるものでなければならないのだろう。

IV 支援の方法としての相談援助とグループワーク

Ⅲで3つの活動事例を見たが、子どもたちの活動を支援する基本的な姿勢として、ウエルビーイング¹⁾の理念を再確認することが必要であろう。利用者の、つまり子どもたちの主体性や生活の全体性を強調して対等な立場で援助できることを行っていくという姿勢が、子どもたちの居場所づくりには欠かせない。また子どもたちの気持ちを受け止め、個の対応から集団の対応へと移行する過程で、グループワーク²⁾（集団援助技術）を実践しながら子どもたちに向き合う必要性を感じた。彼等が今、何を求めているのか、それらに対応できる方法はどのような方法であるのか。例えばグループワークの活用を軸として子どもたちに対応する。その場合のスーパーバイザーの存在や援助技術についても今後考えていかなければならぬ重要な課題である。

V 子どもの参画状況

今までに見るように児童健全育成事業は、幼少期の子どもや小学校の子どもに対象が限られていた。しかし最近の動きを見ると、中学生や高校生を取り巻く環境の変化や厳しさに対応できるようにと、その整備が打ち出されている。では各自治体で、中学生や高校生が自分たちの環境整備や居場所づくりに参画できるしくみはあるのだろうか。子どもの権利条約では「子どもの意見表明権」が掲げられているが、実際にそれが実現できるしくみになっているのだろうか。子どもの意見を反映し、参加を促すための施策について、資料1～3を見る。

資料1では「児童館やセンターなど子どもが利用する施設運営への日常的な子どもの参加のしくみはありますか」との問い合わせに、「ある」との答えは、「ゆう杉並」や「目黒区青少年プラザ」などである。「特例としてある」の場合は、児童館まつりなどの大きな行事への参加に限定されている。

1) ウエルフェアの対概念として、とりわけ児童家庭福祉サービスの分野でよく用いられる。この言葉自体は決して新しいものではないが、対概念として用いる場合には、利用者の主体性や生活の全体性を強調した援助觀を意味している。

2) 意図的なグループ体験を通じて個人及び集団の社会的機能を高め、児童の有する社会生活上の課題を達成するために実施される集団的技法である。児童の施設においては、児童の安定感の獲得、社会的規範の修得、対人関係の学習などが行われることが多い。

(資料1) 児童館やセンターなど子どもが利用する施設運営への日常的な子どもの参加のしきみはありますか。

- ①ある…4区9市（目黒区、杉並区、北区、足立区、調布市、町田市、日野市、国分寺市、国立市、東大和市、清瀬市、武蔵村山市、多摩市）
- ②特例としてある…16区10市（千代田区、港区、新宿区、文京区、墨田区、品川区、大田区、世田谷区、渋谷区、中野区、豊島区、荒川区、板橋区、練馬区、葛飾区、江戸川区、八王子市、立川市、武蔵野市、三鷹市、小金井市、稻城市、羽村市、）
- ③予定検討中…該当自治体なし
- ④予定なし…3区6市（中央区、台東区、江東区、青梅市、昭島市、小平市、田無市、保谷市、狛江市）

資料出所：「子どもと未来をきりひらこう」2000年 東京・生活者ネットワーク86頁より引用

資料2は「子どもから議会や教育委員会への請願や陳情について、子どもが意見陳述できますか」の問に、できる市や区が見られる。中野区や町田市は意見陳述の事例があり、目黒区、大田区、足立区、江東区、小平市、国分寺市は意見陳述の制度そのものがないとしている。子どもを一人の市民としてとらえ、尊重し、居場所づくりやまちづくりに一緒に参画させようとする姿勢は見えない。

(資料2) 子どもから議会や教育委員会への請願や陳情について、子どもが意見陳述できますか。

- ①できる…17区9市（千代田区、中央区、港区、文京区・議会、台東区、墨田区、品川区、目黒区・議会、世田谷区、渋谷区、中野区、杉並区、豊島区、北区、荒川区・議会、葛飾区、江戸川区、八王子市、武蔵野市、調布市、町田市・教育委員会、東村山市、国立市、保谷市、東大和市、清瀬市・議会）
- ②予定検討中…該当自治体なし
- ③予定なし…9区16市

資料出所：「子どもと未来をきりひらこう」2000年 東京・生活者ネットワーク87頁より引用

資料3では「一般に解放されている公共施設（公民館・地域センター・体育館・保健センター・女性センターなど）を中・高校生だけで申し込むことができますか」と問うている。

高校生が公共施設を借りることができるのは、調査対象³⁾の東京の区市50自治体のうち35自治体である。中学生に関しては、田無市（個別判断）葛飾区（一部不可）東大和市（公民館や市民センターは可）武蔵野市（市立体育館は可）が利用できる。しかしどんどの自治体で不可で親の承諾が必要になっている。

3) 調査は「子どもと未来をきりひらこう — 子どもの人権調査のまとめ — 東京・生活者ネットワーク2000年」より引用。

(資料3) 一般に開放されている公共施設を中・高校生だけで申し込むことができますか。

(公民館・地域センター・体育館・保健センター・女性センターなど)

①できる…17区18市

②特例（親の承諾：印鑑持参等）としてできる…2区5市（新宿区、江戸川区、府中市、日野市、東村山市、福生市、稲城市）

③検討中…2市（昭島市、羽村市）

④予定なし…3区2市（台東区、品川区、豊島区、国立市、清瀬市）

資料出所：「子どもと未来をきりひらこう」2000年 東京・生活者ネットワーク87頁より引用

資料から見る限り、公共施設を中・高校生だけで申し込んで、それを利用することはほとんど不可能に近い。また子どもの意見を行政に表明するしくみはほとんどない。最近、児童福祉にも児童処遇評価事業が適用され、例えば児童福祉施設の生活や指導のあり方について評価が行われることになった。これは施設だけに限らず、地域での子どもの過ごし方について児童処遇評価事業の適用が必要ではないだろうか。

VI 今後の方向性

本稿では、中学生・高校生の居場所づくりに焦点をあて、とりあげた3つの事例から子どもたちの主体的な活動を見た。この3つの事例は、子どもと大人が対等の関係で、子どもが自分たちで居場所づくりを提案しそれを実現してきた。これらの他にも、資料4に見るように、東京都世田谷区で子どもの居場所として意識的に「駄菓子屋」を開いている例、自宅を「子どもが入れる喫茶店」や「子ども図書室」に解放して居場所づくりを推進している活動もある。また最近は子どもと高齢者とが共に交わるセンターや高齢者のデイサービスセンターに中学生がボランティアで訪れるなど、統合ケアの試みもある。

また各地で「子ども会議」が実施され、子どもたちの意見を発表する場、聞く場も少しずつではあるが増えてきた。2000年の12月に「かながわ・子ども会議」が行われ、児童養護施設に暮らす数名の高校生がそれぞれの考え方や要望、今後の進路についての不安などを発表した。それによって、児童養護施設での今後の課題が改めて明らかになった。

2000年12月には、川崎市で国内初の「子どもの権利条例」が成立し、「子どもは権利の主体である」ことが確認された。この条例は子どもの参画という姿勢で「川崎市子ども会議」を設け、子どもと共に2年間で200回を超す討議をへて作成している⁴⁾。

4) 福祉新聞2001年1月22日第2042号、「国内初子どもの権利条約」より引用

これら一連の動きから見ると「子どもの参画」という子どもを一市民ととらえる視点から、社会を見直す作業も大切である。主任児童委員をはじめとして、子どもを取り巻く地域の人々と共に、中学生・高校生の見守りネットワークづくりも今後の方向性の一つとしてあげられる。

(資料 4)

遊びプランナーの高橋さんが開いた

駄菓子屋「たかさんち」

◆◆♥「子供の居場所」もう3年◆◆♥



小島明日

子供たちが詰めかけた時は30分交代が決まりだ
東京都世田谷区赤堤で

自然体で言葉 さん、中学2年には、居合を返す。わせた小学2年の女の子。今田、早人の貰い物を、なんなく返しながら手伝っていた。
「じゃあ、手伝っていいだよ」と話す中で、「いいじゃあ、皆に聞かせてしまつ。友達できちゃん」がるんだ。たかさんもおひらくお金を使へ、食べ物もアーニューロルができるし、話しが好きだ。

大人に干渉されずに『社交』

「心が落ち着く」と子供たち

師でもなくだれかに見守られ、そこでスペースと時間が
必要ではないか」
そんな思いから—1998年4月、「地域に子供たちの居場所を」と実家の一室で駄菓子屋を開いた。
「子供は空つて言わ
7(3)。 36 (103・3333101・6)
水、土、日曜日は午後1時半から、それまでの時間まで。
所在地は世田谷区赤堤4の「火曜日定休。月、木、金曜日は午後3時から

「おじいちゃんが遊びに来た時も、今の子供たちが見つけられなかった昔と違う。今の子供たちは、必ずつぶやかれてくる。しかし、子供にとっては、ほんとうにおかわ

「私の店を廃業だ」子供たちの本筋の話を社会的に伝えていた。されば、子供の才能やエネルギーを引き出しつつ、バンドをつくりたり、新しい遊びを生み出したんだ。高橋さんの夢

あそびやランナーの高橋和哉さん(40)が、東京都世田谷区の駄菓子屋「たかさんち」を開いて、この春で4年目となる。「ここに来る」と心が落ち着く、みたいなね」と平井さん。『子供の居場所』として、意識的についでいた駄菓子屋はあまり頼がなく、いつの間にか、

「あつたの？」とひと言、
とがめたら、問い合わせたのは
ほんほん、「うるさいや」と書く
力を使いすぎるも」と書く
中学生男子には、「たかさん
にたかさんち」はある。
ら最初から(使うお金を)
決めておけば」と「たかさん
生が次々と入ってきた。
ん」はつれない。名内絵

「やんわ懲らしむ」と叫びや
ん。将来にいたずらのか
だよな。

この勘定は、子供にとっては社会性を身につける場でもある。簡単にお金の貸し借り

資料：毎日新聞、2000年2月10日(土)

VII 今後の課題

①障害を持つ子どもたちや在日外国人子どもたちの居場所づくり

障害を持つ子どもたちの居場所づくりについて考えるとき、現在は養護学校に通う子どもたちの放課後施策がまだまだ十分ではない。2001年1月、障害児教育のあり方について検討していた「21世紀の特殊教育のあり方に関する調査研究協力者会議」は「盲・聾・養護学校に就学すべき児童・生徒であっても小・中学校に就学させができるよう就学手続きを見直す」との報告書を出した⁵⁾。ノーマライゼーションの進展に向け、障害のある児童生徒の自立や社会参加を生涯にわたり支援するなど、就学指導や教育的支援の改善、条件整備のあり方などを示している。障害を持つ子どもの放課後の過ごし方について十分に考える必要があり、学校と家庭の往復だけでなく地域で過ごせる居場所が必要といえよう。

現在は障害を持つ子どもたちの親が独自にグループをつくって、交替で放課後の居場所を確保し、お互いに子どもを見あうという試みを行っている⁶⁾。地域での居場所を自由に選択できるような方策が急がれる。また保護者にとって、障害を持つ子どもたちの生活上の悩みや問題を話し合う、開かれた場所が地域にはないのが現状である。

さらに在日外国人の子どもたちの居場所の確保や子育て、親育て支援の方策も考えていく必要がある。現在、ソーシャル・インクルージョンの考え方があるが、この考えは、貧困者や失業者、ここでいえば子どもや在日外国人等、社会から排除された人々の市民権を回復し、再び社会に参入させ社会的に再統合することを目的としている。子どもの場合、必ずしも「社会から排除された」わけではないが、それらの理念をも視野に入れながら、中学生・高校生の居場所づくりを考えていくことを今後の課題とする。

②地域における親育ての支援

図1を見ると、中学生・高校生の居場所づくりも、子育て支援の方策の一つである。また親育ての支援とあるが、幼少期の子どもをかかえた親だけでなく、中学生・高校生を育

5) 福祉新聞2001年1月22日第2042号、「障害児も普通小中校に」より引用

6) 例えば川崎市中部地域療育センターでの療育を終えた同窓生で、現在は養護学校に通う児童と保護者がつくる「いちごの会」など。

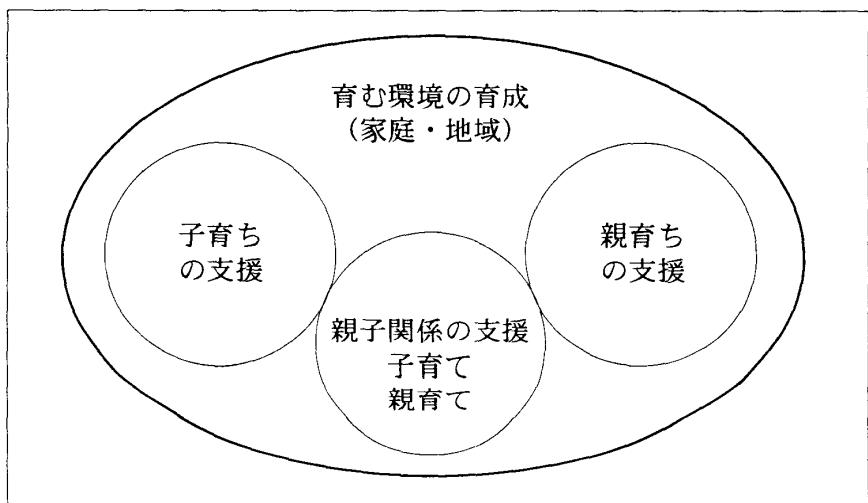
てている親たちへの支援、障害を持つ中学生・高校生を育てている親への支援も緊急の課題としてあげられる。

中学生・高校生を育てる親たちは、登校拒否やひきこもり、摂食障害、携帯電話の所持やピアス、茶髪、化粧など、自分たちの中・

高校生時代とは異なる社会状況のなかで子育ての方向を見失いがちである。幼少期の子育て、親育ての支援だけでなく、中・高校生を持つ親育ての支援を幅広く考えていくことが求められている。ウエルビーイングの援助観は親と子をともに主体としてとらえることとしているが「子育てをする親」を育てる社会資源づくりも課題である。

今回は中・高校生の居場所として3カ所の活動事例をとりあげたが、今後はこの事例だけでなく、地域における子どもの居場所についての様々な試みの具体的な調査をもとに、中・高校生のニーズや今後の施策について検討することを課題とする。

図1 子育て家庭支援サービスのターゲット



資料：『児童福祉論』中央法規出版、2000年52頁

【参考文献】

- 福社士養成講座編集委員会『児童福祉論』社会福祉士養成講座、中央法規、2000年
- 柏木恵子+森下久美子編著『子育て広場0123吉祥寺』ミネルヴァ書房、1998年
- 『子どもと未来をきりひらこう — 子どもの人権調査のまとめ —』東京・生活者ネットワーク、2000年
- 久田邦明『子どもと若者の居場所』萌文社、2000年
- 中島明子他『キッズプレース — 居ごこちよい子どもの住環境』萌文社
- エリザベス・ハナン『ニュージーランドに見る子どもの遊びと遊び場』苗立社